

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（669））

2. 日時：平成30年2月13日 15時00分～18時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、津金管理官補佐、江崎安全審査官、田尻安全審査官、日南川安全審査官、安田安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職、竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他17名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他2名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部地震グループ 副長 他3名

中部電力株式会社：原子力土建部 設備管理グループ 担当 他2名

北陸電力株式会社：土木部 耐震土木技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（耐震設計土木） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他3名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、2月7日、9日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、耐震性に関する説明書、津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書、津波への配慮に関する説明書について、説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<水密扉の耐震性についての計算書>

- 水密扉の評価項目について、評価方法の記載を修正し、許容限界を検討すること。
- 評価対象部位について、説明文と概要図との記載の整合を図ること。
- 水密扉の自重に関する記載を修正すること。
- 扉板、芯材、ヒンジ部、カンヌキ部の許容限界に組合せ応力を追加すること。
- 鉄鋼系材料の出典を追記すること。
- 各部材の荷重算定式とその概要図との関係を分かりやすく示すこと。
- アンカーボルトの本数と長さを追記すること。

<水密扉の強度計算書>

- 津波又は溢水に係る水密扉について、それぞれの関係性を整理すること。
- アンカーボルトの評価方法について、申請資料と補足説明資料の内容を整理して提示すること。

- 水密扉について、津波又は溢水それぞれに対する荷重及び荷重の組合せを整理して提示すること。

<入力津波の設定>

- 経路からの津波による入力津波高さの表について、水位変動及び地殻変動の考慮方法が分かるよう提示すること。
- 管路解析により、津波高さに及ぼす影響が最も大きいものとして選定した対象について、明確にすること。
- 設置変更許可申請時の解析からの変更点について、その内容が分かるよう詳細設計資料に整理して提示すること。
- 港湾内の局所的な海面の励起に関する考察について、適切な表現に修正すること。
- 港湾内における時刻歴波形の地点別比較について、各地点のピーク値を再度確認するとともに、アニメーション等を用いて分かりやすく説明すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 水密扉の耐震性についての計算書
- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料（添付資料V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）